

平成 31 年 4 月 11 日

ふるさと納税指定制度に係る申出書等の提出団体数

平成 31 年 6 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの期間に係る地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 37 条の 2 第 3 項及び第 314 条の 7 第 3 項並びに地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成 31 年総務省令第 38 号）附則第 2 条第 2 項に基づく申出書等の提出期間については、平成 31 年 4 月 1 日から同月 10 日までとされているところ、申出書等の提出団体数は、以下のとおりとなりましたので、お知らせいたします。

	提出団体数 (a)	全団体数 (b)	a/b (%)
都道府県	46 (※)	47	98%
市区町村	1,741	1,741	100%

(※) 申出書等の提出がなかった団体：東京都

(連絡先) 自治税務局市町村税課
担当：小野寺、阿久津、福田
電話：03-5253-5669 (直通)